

島田市の市章の使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島田市の市章（以下「市章」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市章の規格)

第2条 市章の規格は、島田市の市章及および市旗（平成17年島田市告示第173号）に定めるとおりとする。

(市章の使用承認申請等)

第3条 市章を使用しようとする者は、あらかじめ島田市の市章使用承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、市章の使用の目的を審査するため、前項の申請書のほか必要な資料の提出を求めることができる。

(承認又は不承認の通知)

第4条 市長は、前条の規定により使用承認の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、市章の使用を承認することが適当と認めるときは、島田市の市章使用承認通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市章の使用を承認しないものとし、島田市の市章使用不承認通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 島田市のイメージを損なうおそれがあるとき。

(3) 政治、宗教、思想等の活動に使用しようとするとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、その使用が不適當であると市長が認めるとき。

(承認の取消し)

第5条 市章の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認を受けた使用目的から逸脱していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

(変更の承認申請)

第6条 市章の使用承認を受けた者は、第3条の規定により提出した島田市の市章使用承認申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに島田市の市章使用承認変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。

(変更の承認)

第7条 市長は、前条の規定により使用承認の変更の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、使用の変更を承認することが適当と認めるときは、島田市の市章使用承認変更承認書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(第三者への損害等)

第8条 使用者が、市章の使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市は、損害賠償、損失補填その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。